

令和 7 年度 第 7 回丹波市農業委員会

定例総會議事録

令和 7 年 10 月 27 日

令和7年度 第7回定例総会議事録

1. 日 時 令和7年10月27日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市役所春日庁舎4階 大会議室

3. 出席者

○農業委員 (22名)

| | | | |
|--------|------------|-----------|-----------|
| (柏原地域) | 1番 亀井 昌一 | 2番 堀 巧 | |
| (氷上地域) | 4番 萩野 恭敏 | 5番 兼吉 善明 | 6番 平松 稔久 |
| | 7番 福井 僥 | 8番 山本 浩子 | |
| (青垣地域) | 9番 足立 篤夫 | 10番 足立 年一 | 11番 萩野 一喜 |
| (春日地域) | 12番 萩野 隆太郎 | 13番 小橋 季敏 | 14番 新才 泰則 |
| | 15番 婦木 克則 | 16番 細見 滋樹 | |
| (山南地域) | 17番 岸本 好量 | 18番 田中 幸治 | 19番 野垣 克巳 |
| (市島地域) | 21番 荒木 嘉信 | 22番 萩野 広 | 23番 橋本 慶子 |
| | 24番 米田 豊 | | |

○欠席委員 (2名)

3番 池田 将徳 20番 和田 憲治

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 4 号 非農地証明願承認について

議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について (別冊)

報告第 1 号 農地の形状変更届について

報告第 2 号 土地改良事業の届出について

報告第 3 号 農業経営改善計画の認定について (別冊)

報告第 4 号 青年等就農計画の認定について (別冊)

5. 協議事項

協議第 1 号 令和8年度丹波市の農業振興施策に関する意見について (別冊)

6. 閉会

1. 開会

○議長 定刻より少し早いですが、皆様お集まりですので、会議を始めます。

ただいまより、令和7年度丹波市農業委員会第7回定例総会を開会いたします。

初めに、岸本会長から御挨拶をいただきます。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (会長あいさつ)

○議長 ありがとうございます。

事務局から会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

本日の定例総会の出席人数でございます。在任委員24名中、議席番号3番の池田委員、議席番号20番の和田委員から、欠席の届出がされております。つきましては、出席委員は22名となっております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことを御報告いたします。以上です。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号21番荒木委員、議席番号22番荻野委員、両委員よろしくお願ひいたします。

なお、本総会の議事録は、後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 番号1番～番号38番 ～

～ 議案第3号 番号6番 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番～番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告ですが、番号7番、番号8番につきましては、一申請のため、併議という形で取扱いをさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は10ページに示しています。

利用計画は、水稻です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は11ページに示しています。

譲受人は、以前からこの農地で水稻を栽培しており、引き続き水稻を作付されるということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員 番号3番、番号4番、番号5番、番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は12ページに示しています。

農業委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、誓約書が添付されております。誓約書を読ませていただきます。

1つは、山際にある鹿柵の奥で現在山林になっているという点と、2つ目は祖父が昭和38年に山際の土地より引っ越しした所に住宅を建てたということです。

申請地を特定して非農地証明願を来年申請しますということです。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

番号4番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は13ページに示しております。

現在、水稻を作付している所を買い付けて、経営規模を拡大したいといいます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

番号5番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいといいます。図面は14ページに示しております。

隣の農地で水稻を作られておりまして、申請している所を買い付けて、1つにしたいということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

番号6番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいといいます。図面は15ページに示しております。

現在は、水稻を作付しているものを今回購入して、引き続き水稻をしたいといいます。なお、誓約書も出ております。

農地以外となった経緯は、平成7年頃に農作業場、農業倉庫兼事務所、農業用車両置場に入るための進入路として造成したものです。農業用のものであるため、今後2アール未満の届を

提出するということです。

届出の時期は、令和8年1月頃ということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員 番号7番、番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番、番号8番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は16、17ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

すいません。先ほどの誓約書は、誰から出ていますか。

○委員 申請人本人からです。

○議長 申請人、譲受人からですね。

○委員 はい。

○議長 分かりました。

ほか、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

番号7番、番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番、番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案第1号、番号9番～番号16番、議案第3号、番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

番号16番については、議案第3号の番号6番と併議という形で、お願いいいたします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号9番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は18ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の、全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号10番から番号12番までを、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号10番は、農地を贈与により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は19ページから20ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は、水稻と野菜を栽培されると聞いております。

また、農機具は、トラクターと耕運機を所有されていて、徐々に他の農機具も揃えるとお聞きしております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

番号11番は、農地を売買により取得し、農業経営を拡大したいというもので、図面は19ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は、水稻と小豆です。

なお、この案件には誓約書が添付されております。

譲受人の所有農地の中に、昭和59年頃に牛舎と農業用倉庫を建設し、現在は農業用倉庫として利用されている農地があるため、令和8年3月までに非農地証明願の提出をするというものです。御審議のほど、よろしくお願ひします。

番号12番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は21ページに示しています。

拠点となる住居も同時に取得されます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は、水稻と果樹を栽培されるとお聞きしております。

また、農機具も、知人が手配をされる予定だそうでございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員 番号13番から番号15番までを、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号13番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は22ページに示しております。

利用計画は、水稻を栽培する予定です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

番号14番は、農地を贈与により取得し、農業経営を拡大したいというもので、図面は22ページに示しています。

既に水稻を栽培している農地で、その一部となっておる土地でございます。

申請地の集落内に祖母が住む拠点があり、祖母と協力しながら、圃場を管理しています。

なお、譲受人の所有地の中に、山林となっている土地と、昭和10年頃に祖父が建てて以降住宅として利用している土地があるため、非農地証明願を令和8年3月末までに手続するという誓約書が提出されています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

番号15番は、農地を贈与により取得し、農業を開始したいというもので、図面は23ページに示しています。

耕運機と草刈機を所有しており、兄弟で稲を栽培する予定です。

また、譲受人は、申請地の集落内に実家があり、そこを拠点とする予定です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要

件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員 番号16番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号16番は、農地を売買により取得し、経営を開始したいというもので、図面は24ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

なお、この申請人は、現在のお住まいでは農業に供する機械器具を確保する場所がございませんので、現在のところはお持ちになっておりません。新たな取得ができて、第5条で住宅を建てられるという申請をされておりますので、それができましたら、作業用具を確保したいということでございますので、よろしくお願ひします。

併議でございますので、議案第3号の番号6番について、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号6番は、売買により住宅として利用するための申請です。図面は24ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

番号13番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

番号15番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

番号16番、並びに議案第3号の番号6番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番については許可すること、また、議案第3号の番号6番については、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番については許可することとし、議案第3号の番号

6番については、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号17番～番号31番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告ですが、番号21番、番号22番については、一申請のため、併議という取扱いでさせていただきます。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号17番から番号22番までを、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号17番につきましては、農地を売買によって取得し、農業経営を拡大したいというものでございます。図面は、25ページに示しています。

申請地は、譲受人の自宅に隣接する農地で、以前から譲受人が耕作しており、現在も水稻が作付けされております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しております、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

番号18番につきましても、農地を売買によって取得して、経営規模を拡大したいというものでございます。図面は26ページに示しております。

栽培につきましては、水稻ということでございます。

申請人は、この地元に農機具等が持っておられますので、トラクター、それから草刈機、耕運機を持っておられます。現在も水稻なんかを作つておられますので、今後も水稻を作っていくということでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しております、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

番号19番につきましても、農地を売買によって取得して、経営規模を拡大したいというものでございます。これにつきましても、図面は26ページに示しております。

申請人は、農機具等を所有しておりますので、ここでは今後とも水稻を栽培したいということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しております、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

番号20番は、農地を売買によって取得して、経営規模を拡大したいということでございます。図面は27ページに示しております。

ここでの栽培は小豆ということでございます。

この方は、市外在住ですが、両親がこの地域で住んでおられます。また以前から倉庫を所有しておりますので、時間があれば農業をするということでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しております、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

番号21番、番号22番については、農地を売買によって取得して農業経営規模を拡大したいということでございます。図面は番号21番につきましては28ページ、それから番号22番につきましては27ページに示しております。

これにつきましては、小豆を栽培したいということでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しております、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員 番号23番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号23番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は29

ページに示しております。

この農地は、地図で見てもらったら分かるとおり、譲受人の自宅のすぐ隣になっており、ここを取得することにより、効率的な農作業ができるということで、今回取得される予定になつております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員 番号24番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号24番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は30ページに示しております。

利用計画は、水稻を計画されております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員 番号25番から番号31番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号25番から番号29番は、譲受人が同一のため、一括して確認報告します。

まず、譲受人は、新規に農地を取得されます。この法人の関連会社が既に、同地域内で農地を取得されております。また、その関連会社には親会社があります。この3社について、関係を説明させていただきます。親会社の法人は、ネギの輸入を中心に事業を行っている会社です。これまで年間約3,000トンのネギを輸入し、安定供給の確保に取り組んできました。しかし、国際情勢や為替変動などにより輸入リスクを軽減し、より安定した供給体制を構築するため、国内生産への移行を目的として、関連会社の法人を設立されました。

この関連会社は、国の指導の下、補助金を申請し、機械の購入や土地の確保を進めながら、国産ネギの生産体制を整えています。

一方で、農業は人件費や季節的な労働変動により、通年での人員確保が難しいという課題がありました。この課題を補うため、作業の一部を外部に委託することになり、協力を申し出たのが今回の譲受人です。

この法人は、農作業に必要な人員の派遣、通年でのネギ管理、機械を使用した作業など、現場での実務を担う会社です。また、当法人は自社事業としてパクチーや青梗菜など、外国料理向けの食材栽培を進める予定で、今後は外国からの実習生向け販売も計画しています。

このように、親会社はネギの輸入及び全体の企画運営、関連会社は国産でのネギ生産を推進、今回の譲受人が人員派遣、作業請負により自社による生産・栽培事業という形で、3社が連携し、安定した農業経営と地域発展を担っています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

番号30番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

譲受人は、市外在住ですが、農繁期には実家で、弟さんと一緒に農業をしてきました。申請農地につきましても、弟と協力しながらしていくということです。

農機具なども、農業機械も共同で使わせていただくということになっております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

番号31番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号31番は、農地所有適格法人で、新規に取得して農業事業を拡大したいというものです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号17番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。

番号18番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。

番号19番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号19番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号19番は、許可すべきものと決定いたします。

番号20番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号20番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号20番は、許可すべきものと決定いたします。

番号21番、番号22番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号21番、番号22番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号21番、22番について、許可すべきものと決定いたし

ます。

番号23番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号23番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号23番は、許可すべきものと決定いたします。

番号24番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号24番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号24番は、許可すべきものと決定いたします。

番号25番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 ちょっと事務局にお尋ねをしたいと思います。

法人で農地を取得されるという事で、法人の現在の耕作面積は0ということで、他の業種と一緒に農業経営をされる法人であれば、その売上げが50パーセント以上なければ農地所有適格法人にはならないという事ですが、こうした新規に法人を立ち上げるときに、初めから農地所有適格法人という形になろうとするなら、定款に農業以外のことが書いてなかつたら、それで適格法人になれるという事なのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

度々、農地所有適格法人の要件が出てくる訳ですけど、おさらいの意味も込めまして4項目整理をしていきたいと思います。

まず、農地所有適格法人の要件は大きく4つあります。

1点目が法人形態ですね。どのような形態の法人であるか、これがまず1点目に問われる項目でございまして、株式会社、公開会社でないもの。それから農事組合法人、持分会社ということで、今回の申請者は株式会社ですので、法人形態は該当している。

2点目、事業内容。これが先ほどの質問の内容かと思います。主たる事業が農業であること（自ら生産した農産物の加工・販売等の関係事業を含む）。もっと分かりやすく言うと、売上高の過半ということでございます。

3点目が、議決要件。農業関係者が総議決権の過半を占めていること。

4点目が、役員要件。役員の過半が農業に常時従事する構成員であること。ここで言う常時従事、年間150日以上ということです。

この4点が、農地所有適格法人の要件ということになっております。

先程の質問は、主たる事業が農業、売上高の過半、この事業要件と事業内容のところで、新規法人の場合に、どのように考えるかと、ここが御質問の一番主たる所かなというふうに思います。

農地所有適格法人の場合には、通常の3条申請書と合わせまして、農地所有適格法人として

の事業等の状況ということで、申請書が増えます。法人関係の報告で、申請書別添ということで、4枚ぐらいの様式が増えます。

その中で、売上高を整理するところがございまして、農業に対する売上高、農業に該当しない事業の売上高を記載していただくことになっております。

そこで、売上高が過半かどうかということで、農業に関連する売上高が過半の場合には、事業要件に該当するということになります。

設立されてすぐの法人の場合には、実績がないわけですけれども、設立されて間もない法人の場合は売上高の予定で考えます。予定であっても、農業の売上高が過半を占めるということが確認できれば、それは農地所有適格法人と認めて問題ないと国の見解として示されていますので、それに基づいて判定していくということでございます。以上でございます。

○議長 ほかに。

○委員 法人の定款に、例えば農業以外の業種に関する事業をやりますと書いてあっても、今言われたように50パーセント以上の売上げを予定しておれば、それでよいということでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

法人の定款に他の事業が記載されていても、売上高の過半が農業であれば良いということです。

○議長 よろしいですか。

ほかに、質問、意見等、ございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号25番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号25番は、許可すべきものと決定いたします。

番号26番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号26番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号26番は、許可すべきものと決定いたします。

番号27番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号27番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号27番は、許可すべきものと決定いたします。

番号28番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号28番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号28番は、許可すべきものと決定いたします。

番号29番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号29番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号29番は、許可すべきものと決定いたします。

番号30番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号30番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号30番は、許可すべきものと決定いたします。

番号31番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号31番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号31番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号32番～番号36番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号32番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号32番は、農地を売買により取得をし、経営規模を拡大したいというもので、図面は35ページに示しております。

利用計画は、一般野菜でございます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時從事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、この申請には譲受人から誓約書が添付されております。内容は譲受人が自宅前の畠の一部を第4条の申請の許可を受けずに砂利を敷き、露天駐車場として利用しておりました。それが判明いたしましたので勧告しましたところ、直ちに現況に復旧しますということで、このたびの第3条の申請につきましては、何とぞよろしくお願ひしたいというものです。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員 番号33番から番号36番まで、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号33番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は36ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号34番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は37ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号35番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は37、38ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号36番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は39ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号32番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号32番について、許可することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号32番は、許可すべきものと決定いたします。

番号33番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号33番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号33番は、許可すべきものと決定いたします。

番号34番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号34番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号34番は、許可すべきものと決定いたします。

番号35番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号35番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号35番は、許可すべきものと決定いたします。

番号36番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号36番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号36番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号37番、番号38番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号37番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号37番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、野菜を栽培すると聞いております。図面は40ページに示しています。

図面の拠点と書かれている所にお住まいされており、その前の農地を取得されて野菜を作られます。耕運機と草刈機を所有されています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号38番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号38番は、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというものです。利用計画は、水稻です。図面は41ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号37番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号37番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号37番は、許可すべきものと決定いたします。

番号38番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号38番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号38番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 番号1番 ～

○議長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、露天駐車場として利用するための申請です。図面は44、45ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接する自宅前にカフェを営業する計画となっており、申請地はその露天駐車場として利用するものです。

隣接農地はなく、地元等の同意も得られております。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第3号 番号1番～番号10番 ～

～ 議案第4号 番号3番 ～

○議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、売買により一般住宅・露天駐車場として利用するための申請です。図面は50ページに示しています。

申請地の農地区分は、上下水管が埋設されている道路の沿道の区域にあって、かつ概ね50メートル以内に小学校と鉄道の駅が存在するため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

次に、番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、売買により、露天駐車場として利用するための申請です。図面は51、52ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号3番、議案第4号、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

申請人は親子関係にあります。親から農地を贈与によって承継し住宅を建設したいものです。図面は53ページ、54ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断されると考えます。

地元自治会長の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと考えます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

また、53、54ページの図面で、隣接の土地が住宅予定地への進入路となっているため、併議として、議案第4号の番号3番について、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は53ページに示しています。

10月15日に確認したところ、現地の一筆は進入路、もう一筆は住宅となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の現状から見て非農地と判断しても、特段に影響はないと思込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和50年頃から、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題はないと考えます。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番、並びに議案第4号の番号3番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して進達すべきもの、並びに議案第4号につきましては、証明書を交付することという形で参りたいと思いますので、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番につきましては、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定します。並びに議案第4号の番号3番につきましては、証明書を交付することといたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号4番、番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番から番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号4番は、売買により太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は55ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断される考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号に該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

なお、太陽光発電設備設置条例では、住宅用地の敷地境界並びに道路の境界から50メートル以内の区域が抑制区域ですが、地元並びに隣接土地所有者から反対の意見がない場合には、太陽光発電設備の設置を認める法律があることを、事務局を通じて担当課に確認しています。

また、地元自治会と転用事業者との間では、協定書を締結する予定になっております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

番号5番は、売買により太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は56ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

なお、太陽光発電設備設置条例では、住宅用地の敷地境界並びに沿道の境界から50メートル以内の区域が抑制区域ですが、地元並びに隣接土地所有者から反対の意見がない場合には、太陽光発電設備の設置を認める法律があることを、事務局を通じて担当課に確認しています。

また、地元自治会と転用事業者との間で、協定書を締結する予定になっています。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案第2号、番号7番、番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、売買により一般住宅・露天駐車場として利用するための申請で、図面は57ページ、58ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積が40パーセントを超えていため、第3種農地と認められます。

番号7番の譲受人を見てください。「委託者」と「信託口 受託者」の明記があります。これについて説明させてもらいます。

委託者と申請人（受託者）の苗字が一緒で、このお二方は親子でして、委託者が母親でございます。委託者の母がご高齢で、母の預金とかを管理をされているのが、この息子になります。俗に言う後見人のような形です。それを法的な書類を取り交わしましたら、こういう委託者と「信託口 受託者」という書き方になっております。

57ページの地図で、隣の白枠が宅地になります。今回の申請地は旧県道沿いの変形した畠になります。旧道と宅地は高さが一緒で、申請地の畠が一段低くなっています。今回ここを宅地造成して嵩上げし、一体利用で露天駐車場と一般住宅を建てる事になります。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないと思われます。

転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

続きまして、番号8番も、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号8番は、売買により取得し、倉庫・露天駐車場として利用するための申請でございます。図面は29ページにございます。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地と考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないと思われます。

なお、ここには始末書が、譲渡人より出ております。

29ページの地図、申請地の右側に出っ張りみたいなのがありますが、ここに譲渡人が昔から倉庫を建てておられました。今回、倉庫の部分は取り壊し、そこを出入口（進入路）にされる予定です。農地でありながら古い倉庫を建てたことに対する始末書が出ております。読み上げさせてもらいます。

始末書。この度、農地法第5条第1項の許可申請において、一部無断で転用がございます。上記土地の東側道路に面する部分に、30年以上前に自己の事業で使用する車両と資材を保管するための木造平家建倉庫を建築しました。私に農地転用制度の十分な認識がなかったため、誠に申し訳なくおわび申し上げます。今後、このようなことがないよう注意しますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。なお、既転用部分はこの度の申請にて転用許可後、譲受人に木造倉庫を取り壊し、露天駐車場及び進入部分として利用される計画ですので、よろしくお計らいくださいますよう、お願ひ申し上げます。

転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

よろしくお願ひいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号9番、番号10番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号9番、番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番は、農地を売買により取得し、一般住宅・露天駐車場として利用するための申請です。

申請地の農地区分は、公共施設から300メートル以内にあり、第3種農地と考えます。

隣接農地はなく、地元等の同意も得られております。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容には問題がないことを確認しています。

番号10番も、農地を売買により取得し、建売住宅・露天駐車場として利用するための申請です。図面は、59ページ、61ページです。

申請地の農地区分は、公共施設から300メートル以内にあり、第3種農地と考えます。

隣接農地はなく、地元等の同意も得られております。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

休憩を取ります。

(休憩)

(再開)

～ 議案第4号 番号1番、番号2番、番号4番～番号9番 ～

○議長 会議を再開いたします。

議案第4号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は65ページに示しております。

10月16日に確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の現状から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和49年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は66ページに示しています。

10月16日に現地を確認したところ、露天資材置場・露天駐車場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の現状から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成14年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号4番、番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は19ページに示しています。

10月15日に現地を確認したところ、一筆は農業用倉庫と露天駐車場、もう一筆は住宅として利用されており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和25年頃から、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会として、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。

10月15日に現地を確認したところ、現地は住宅となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和38年頃から、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号6番、番号7番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は68ページに示しております。

10月16日の地域委員会において確認したところ、現地は露天駐車場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成5年頃から、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員

会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

番号7番につきましても、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番も、地目変更のための非農地証明願です。図面は28ページに示しております。

10月16日の地域委員会において確認したところ、現地は物置と露天駐車場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成14年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号8番、番号9番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号8番、番号9番は、所有者が違いますが、関連するものでございますので、併せて議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号8番、番号9番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は35ページに示しております。

10月14日に確認しましたところ、現地は住宅の一部となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和58年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としましては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第5号 ～

○議長 議案第5号、農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号朗読

○議長 柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番から番号8番まで、10月16日の柏原地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号9番から番号68番まで、10月15日の氷上地域委員会において確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号69番から番号74番まで、10月15日の青垣地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 柏原、氷上、青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原、氷上、青垣地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原、氷上、青垣地域における農用地利用集積等促進計画の

決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、春日地域ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号75番から番号98番まで、10月16日の春日地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

春日地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号99番から番号107番まで、10月14日の山南地域委員会において、確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

山南地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、山南地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、市島地域におきましても農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号108番から番号123番まで、10月14日の市島地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

市島地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、市島地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

～ 報告第1号 ～

○議長 報告第1号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

補足することはございますか。

○委員 番号1番について、議席番号〇番の〇〇が補足させていただきます。

ここは、進入路が現在斜めになっておりますので、用水路の上に蓋を掛けて進入路を真っすぐにしてみたいというものです。

番号2番は、果樹を植えるには適していないということで、若干嵩上げをして、果樹等を植えるということでございます。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号、農地の形状変更届について、御承知おきください。

～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、土地改良事業の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

補足することはございませんか。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、ため池改修工事の関係の届出です。図面は44ページに示しています。

ため池の工事に係る進入路、また掘削土の仮置きヤードとして、一時利用されることになります。

地元の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号の土地改良事業の届出について御承知おきください。

～ 報告第3号 ～

○議長 報告第3号、農業経営改善計画の認定について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号1番～番号6番朗読

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号の農業経営改善計画の認定について、御承知おきください。

～ 報告第4号 ～

○議長 報告第4号、青年等就農計画の認定について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第4号、番号1番朗読

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号の青年等就農計画の認定について、御承知おきください。

～ 協議第1号 ～

○議長 協議第1号、令和8年度丹波市農業振興施策に関する意見書について、事務局説明をお願いします。

○事務局 協議第1号朗読

○議長 令和8年度の農業振興施策に関する意見書につきまして、取りまとめをしていただいております。農業施策検討委員会委員長から説明をお願いいたします。

○委員 議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

まず経緯ですが、農業施策検討委員会を8名の農業委員で4回に分けて開催し協議して参り

ました。

7月の地域委員会で農業委員24名と農地利用最適化推進委員25名の皆さんから意見を聞いて、8月の地域委員会で意見集約しながら、第1回を8月25日に開催し、私が委員長で副委員長に○○委員を選出し、スケジュール等を共有して参りました。

意見書の大項目を決めるにあたり項目を絞っていこうと、9月25日に第2回を開催し、大項目を3項目程に決め、それぞれ骨子を入れていきました。

第3回を10月8日に行い、骨子を事務局にて集約し、10月の地域委員会で再度に意見を求め、10月20日の第4回の委員会でこの案を作りました。

その中で、表紙の裏ページの市長への提出文は、担い手の減少問題や遊休農地、国際情勢等一般的な事を掲載しております。農業資材・燃料の高騰、異常気象等を書いておりますが、昨年一昨年と殆ど同じ内容で書いております。

令和8年度の1ページは施策の意見として、項目を3項目に絞って今年はやろうということになりました。

まず1点目、農業の担い手や後継者対策です。農水省の発表によりますと、地域計画において耕作者が位置づけられていない農地の全国平均が32パーセントと言われております。丹波市は全国平均よりは少しだけ少ないですが、令和7年9月末時点では市内全集落の半数以下ですが約100集落が地域計画を策定されております。その中で303ヘクタールの農地に対して、10年後の耕作者が位置づけられていない農地が65ヘクタールで21パーセントです。これは丹波市の地域計画がまだ半分位しか出来ておりませんので、もう少し上がってくると見ております。単純な比較はできませんので、数値は書いておりませんが、そういう中でやっています。

そのような中、特に言いたいのは、農業委員会として1つの集落の中に大規模農家や集落営農組織がある。よい方法ではありますけれども、全てがそれで収まる訳ではないのです。特に中小規模農家を何とか救っていかなければいけないという所に焦点を当て、（1）中小規模農家への農機具購入資金援助という形で具体的に出しております。丹波市農業の体系や在り方を見ますと、大規模農家ばかりで処理できるものではありません。中小規模農家が、丹波市農業を支えていると言っても過言ではない中で、その人たちに支援をすべきと書いております。例えば高齢化等によって、農機具が傷めば、農業を辞めなければならないと思われている方が多数いる。何とかそういう人たちを救ってあげたい。中小規模農家、兼業農家に少しでも購入資金と言いますか、援助していきたい。

市として過去に農業委員会が提起した3人以上の小規模農家グループ等への新事業はやられておりますが、今のところ非常に申請件数が少ない。活用できていないということでもありますので、特に個人に対する資金援助を検討してください、ということを主眼に置いております。

例えば、トラクターやコンバイン等非常に高価な農機具が高騰しており、試験的に購入金額の3分の1や上限50万など一定の具体的な支援を求めて、市も検討いただきたいと書いております。

もう1点は、農の学校であります。受講生は今年度6名で非常に少ない中で有機農業を主体とした勉強されておりますが、有機農業で1人がされる面積は多くても1ヘクタールと限られてきます。

そういう中で、耕作面積をもう少し増やせるようにカリキュラムに有機農業だけでなく慣行

農業も併用して考えていただきたいと書いております。農の学校の検証委員会で検証され反映していただきたいと提起しております。

2番目には、農村環境の保全と、農地の維持管理に大項目を決めました。農業に携わっている中で、草刈りが作業に占める労力が非常に大きい中、特に高齢化が進んだ地域、一部青垣ですが、草刈り作業軽減でラジコン式草刈機の無償貸与等実証をされております。実施状況の成果や実証結果を各地域に広め、取り入れるなどいろんな形はあると思いますが、そういうことをしていただきたい。

同時に、草を刈る法人、団体等も作成し、運営支援を市でやっていただきたい。このように申入れをしております。

もう1つは、地域の特性に合った農地の基盤整備で出してますが、市内のは場整理事業をされておよそ50年が経過し、効率よく営農していくためには生産性の低い圃場や維持管理の悪い圃場に対して、大規模農家だけではいけない。地域計画を見たとき、そういった土地に補助しながら有機農業と慣行農業の共存できるゾーニングや基盤整備もやってはおりますが、今日では基盤の整備や再整備、水路やパイプライン化も老朽化が進んでいる。そうでない地域もありますが、更に推進して欲しいと言っております。

同時に、中山間地域のこれから農振除外関係ですが、農振地ということで他の事業になかなか転用しにくい、活用できない状況を見ております。

「帰ってこいよ、丹波市へ」と言いながら、子供が帰ってきて家を建てようとしても、農振の制限があって建てられない。他市で農地を購入し丹波市に定着しにくい状況を少しでも解消していただきたい。

そして、農振地も辺境地域部分とか、主要な沿線がある所は見直していただいて、他の事業に活用できるようにして欲しいと言っております。

もう1つは鳥獣害関係です。昨年度から言っておりますが、野生動物の共生林整備、今は9地区ですか。また、鳥獣対策チームによる活動支援に青垣や市島で取り組んでおられますが、この事業検証をして市内に広めていただきたい。

また同時に、隣接集落で防護柵の未設置があります。もう少し広域的に鳥獣被害対策ができるよう支援をしてほしい。また、方針どおり助成を拡充してくださいという書き方をしております。

大項目の3点目には、丹波市ブランド、いわゆる特産品の生産振興について、丹波三宝と言われている小豆等において近年の異常気象でJAへの集荷量が非常に減っている。近年の米価格高騰により水稻に転換されるような部分もありました。

そういう中で、特産ブランド品を明確に、特に丹波三宝には力を入れて欲しい。そうでないと特産と言いながら、その中心である小豆、黒大豆、栗が他に負けては丹波の魅力がなくなってしまいます。何とか種子を確保する。作付けに支援いただく。同時に、この丹波市ブランドに使命感やプライドを持ってそれに当たっている方々にきっちりとプラスアルファの支援をしてあげてほしい。丹波市のバックボーンとして、その人達を応援してあげてほしいという、特産品の生産振興の支援をお願いしたいということを書いております。

そういう事を今年は大項目で3点に絞って、11月7日に市長に施策の意見を述べていきたいと思っております。意見書の内容はそういうことで、粗方でしたが御報告をさせていただきます。以上です。

○議長 農業施策検討委員会から、令和8年度の丹波市農業振興施策に関する意見書につきまして、御提案をいただいております。農業施策検討委員の皆さんには、御検討いただきまして、ありがとうございました。このような内容で取りまとめをいただいておりますので、それぞれ既に目を通していただいていると思うんですが、何か意見、質問等ございましたらお願ひいたします。

特にないようであれば、令和8年度の農業振興施策に関する意見書につきまして、この総会の場で、決定をしたいと思いますが、内容につきまして、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、全会一致で、この意見書につきましては採択したということにさせていただきますので、中のように（案）の文字が書いておりますが、（案）の字は消していただいて、正式な意見書として提出いただきたいと思います。

後ほど委員長からお話をありました、11月7日に市長に提出をするという運びになつておりますので、御承知おきいただけたらと思います。

本日予定しておりました内容につきましては、以上のような内容でございますが、何か依頼したこと、質問、意見等ございましたらお願ひいたします。

それでは、事務局お願ひします。

○事務局 (事務連絡)

○議長 それでは、本日の総会はこれで終了したいと思いますが、10月は多分皆さん黒枝豆とか非常に忙しかったのではないかなと思います。何処共良く出来た所もあります。全然できなかつたという所も、すごいバラつきがあります。特に意見書の中で生産振興という内容ございますので、こうしたら必ずきっちりできるという技術の確立があれば、より良くなるのではないかなと思いますので、そこを支援していただきたいなと思っております。

私、道の駅おばあちゃんの里の経営にも携わっていますが、昨年度と比較して売上げが上がっております。現時点で10月の売上げが1億4,000万円上回っていました。おかげさまで非常に好調でございます。

11月1日には、全国道の駅サミットがございますので、興味のある方、北は北海道から南は九州まで道の駅で集まって、物産展もございます。丹波の森公苑で開催されます。

それでは、本日はこれで閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和 7 年 10 月 27 日

議

長

㊞

議事録署名委員（21番委員）

㊞

議事録署名委員（22番委員）

㊞